

静岡県医師再就業支援事業実施要綱

1 目 的

現に、病院において診療に従事していない医師に対して、県内の病院において、円滑な病院診療を行うための研修を実施し、病院への就業（非常勤を含む。）を促すことにより、県内の病院に勤務する医師の確保を図る。

2 実施方法

(1) 募 集

ア 時 期 募集要項に定める期間

イ 方 法 公募（県ホームページ、広報媒体、報道機関への情報提供、関係団体への協力依頼等）

ウ 応募先 県（地域医療課医師確保班）

(2) 研 修

ア 時 期 募集要項に定める期間

イ 方 法 県（知事）と病院（開設者）との委託契約に基づき下記により実施

3 研修方法等

(1) 研修を受ける者

研修を受ける者（以下「研修受講者」という。）は、現に、病院において診療に従事していない医師とする。

(2) 研修施設

ア 研修施設（以下「研修実施病院」という。）は、病院であること。ただし、研修実施病院と共同して診療を行っている医療機関での研修は可能とする。

イ 研修実施病院は、研修を実施する診療科に関連する専門医資格を取得するための研修認定施設であることが望ましい。

(3) 研修期間等

ア 研修期間は30日間程度とする。ただし、研修期間は、研修の効果が損なわれない範囲内であれば、必ずしも連続した期間でなくともよいものとする。

イ 研修に要する時間数は、研修受講者の知識、技能、離職年数等に応じて設定する。ただし、設定に際しては、地域医療課医師確保班と協議の上、決定するものとする。

(4) 指導医

ア 指導医は、研修実施病院に勤務する常勤の医師2名以上を含む複数の医師とする。

イ 研修を実施する診療科の責任者は実際に研修に携わるとともに、その診療科に関連する専門医資格を有する者とする。

(5) 内容

ア 指導医による指導のもとでの外来患者及び入院患者の診療を通し、病院における単独での診療に必要な技能を習得する。

イ 症例検討会や学習会等を通じ、病院における単独での診療に必要な知識を習得する。

ウ 必要に応じ、研修実施病院と共同して診療を行っている医療機関に派遣医師として出務し、異なった環境での研修を実施することも可能とする。ただし、その場合は、地域医療課医師確保班と協議の上、決定するものとする。

(6) 身分・処遇等

研修期間中の研修受講者の身分・処遇は、研修実施病院の規定によるものとする。

4 委託契約

(1) 契約の締結

県知事と研修実施病院の開設者は、研修実施のため、委託契約を締結する。

(2) 委託料

ア 委託料は、研修受講者 1 人当たり 30 万円とする。

イ 委託料は、研修修了後、研修実施病院の開設者からの請求書に基づき支払うものとする。

(3) 委託の内容

ア 研修実施病院は、研修の実施のために研修受講者ごとに、研修プログラムを作成し、地域医療課医師確保班と協議の上で、研修内容を決定する。

イ 研修実施病院は、研修プログラムに基づき、研修受講者に対する研修を実施する。ただし、研修実施の過程で、研修プログラムに変更が必要となった場合は、地域医療課医師確保班と協議の上で、研修プログラムを変更して、研修を実施するものとする。

ウ 研修実施病院は、研修修了後、報告書を作成し、地域医療課医師確保班に提出するものとする。

エ 地域医療課医師確保班が必要と認める場合は、研修実施病院に研修の実施状況について報告を求めることができるものとする。

5 その他

(1) 研修後の就業

研修受講者が、研修実施病院において研修を受講することは、研修実施病院への勤務を約束するものではない。ただし、研修期間中に研修受講者と研修病院がその後の勤務について協議することを妨げるものではない。

(2) その他

この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、当事者間で協議の上で定める。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 5 日から適用する。